

令和7年度 JAF スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。参考 URL: <https://www.aerobic.or.jp/about/>

審査項目	原則	審査項目	NF 記入欄	
			自己説明	証憑書類
1	[原則 1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>(1) 主な事業の目標や実行計画などを示した「中長期基本計画概要」を策定し、方策の実施状況、目標の達成状況等を把握・分析し、修正・改善を加えて毎年更新している。競技力向上のみならず、広くスポーツの普及や価値を高めるために健康スポーツ、教育スポーツの普及を明確にしている。</p> <p>今年度以降の計画については、令和8年1月開催の定時理事会にて決定する。</p> <p>(2) 上記理事会承認の後、ウェブサイト公開する。</p> <p>(3) 計画の策定に当たっては、役職員や専門委員会から幅広く意見を諮って計画に反映している。</p>	<p>1. 中長期計画の概要 (2026～2030) <作成中></p> <p>2. 令和7年度の活動方針</p> <p>3. 連盟事業概要</p>
2	[原則 1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>(1) 当連盟の事業規模や経済的合理性を踏まえ、円滑な組織運営及び業務遂行に必要な人材育成基本方針を策定している。</p> <p>(2) ウェブサイトに公開している。</p> <p>(3) 人材採用計画では、役職員や専門委員会から幅広く意見を募って、外部のマンパワーを活用するほか、大会運営においてはスポーツボランティアの活用や必要に応じてアウトソーシングに努めている。</p> <p>IF の国際体操連盟とは、日本体操協会と連携して国際大会等の情報共有や事務的対応に努めている。</p>	4. 人材育成基本方針
3	[原則 1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>(1) 毎年3月までに会計年度、事業別に実施目的や達成目標など、財務の健全性確保に関する計画を策定している。</p> <p>(2) ウェブサイトにおいて公開している。</p> <p>(参考 URL) https://www.aerobic.or.jp/about/</p> <p>(3) 役職員や外部専門家から幅広く意見を募って計画を策定している。</p>	

4	[原則 2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 令和 6 年 6 月に「役員選任規程」を策定し、外部理事は 25%以上となるよう規定している。※現在、外部理事の割合は 40%（6 名） (2) 令和 6 年 6 月に「役員選任規程」を策定し、女性理事 40%以上のとなるよう規定している。※現在、女性理事の割合は 40%（6 名）	5. 役員選任規程 6. 役員の所管事項（選任理由） 7. 役員名簿 8. 役員候補選考委員会規程
5	[原則 2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置く NF においては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 当連盟は会員制度を採用しており、この項目は該当しない。 ※現在、正会員の女性会員の割合は 68%（女性：32 名、男性 15 名）	9. 正会員名簿
6	[原則 2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) アスリート委員会が設置され、定期的に会議が開催されている。 (2) アスリート委員会の構成員は、性別や年齢等のバランスに留意するとともに、委員会で取り扱う事項等を踏まえて適切な人選を行っている。 (3) 各種専門委員会及びアスリート委員会等の議論や意見が理事会や組織運営に反映できるよう、事業計画と事業報告に活動内容を反映させている。	10. アスリート委員会規程 11. 専門委員会名簿 12. 2025 年度アスリート委員会事業計画書
7	[原則 2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 定款では理事を 10 名以上 20 名以内と定めている。 外部理事、女性理事、専門委員会、地域組織等からそれぞれ理事を選任しており、現在の理事会構成数は、適正な規模と考えている。 また、実効性の確保を図るため、幅広い年齢層・様々な分野から、それぞれ知識・経験・能力を備えた有識者を理事として選任するよう努めている。	7. 役員名簿 13. 定款

8	[原則 2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1)当連盟では理事の新陳代謝を図る仕組みとして、選任時において年齢が70歳未満でなければならぬと「定款」「役員規程」等に定めている。 各種専門委員会等を設置して、理事候補となる組織運営の担い手となる人材を育成している。	11. 専門委員会名簿 13. 定款 14. 役員規程
9	[原則 2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	(1)令和6年6月に「役員選任規程」を策定し、理事の在任期間を10年とする制限等を設けた。 (2)退任理事の再任のインターバルは2期4年以上とした。 (3)今後も、理事の候補となり得る人材を各種委員会に配置し、将来の運営の担い手を計画的に育成していく。 【例外措置】 ・令和7年の役員改選においては、在任期間が10年を超えた代表理事及び業務執行理事について、継続して務めることが不可欠であるとの評価に基づき、役員候補選考委員会で審議の上、令和7年6月の会員総会で承認された。	5. 役員選任規程 7. 役員名簿 8. 役員候補選考委員会規程 15. 役員の現況一覧 16. 役員候補選考委員会議事録 17. 次期役員候補者選考に関わる事務局報告と提案(要旨) 18. 令和7年度定時総会議事録
10	[原則 2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4)独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1)「役員候補選考委員会」を設置し、理事会から独立した諮問機関としている。 (2)外部有識者が過半数となるよう構成している。 (3)委員会の構成員に現職理事は含まれていない。	8. 役員候補選考委員会規程 11. 専門委員会名簿
11	[原則 3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF 及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1)倫理コンプライアンス規定をはじめ、法令を遵守する旨を含む各種規程を整備している。	19. 社則 20. 倫理・コンプライアンス規程
12	[原則 3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1)定款をはじめ、法人の運営に関して必要となる各種規程を整備している。	13. 定款 20. 倫理・コンプライアンス規程 21. 加盟規程 22. 会費規程 23. 個人賛助会員規程 24. 法人賛助会員規程

				25. 事務局規程 26. 事務取扱規程 27. 会計処理規程
13	[原則 3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ② 法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) 事務局規程をはじめ、法人の業務に関する各種規程を整備している。	20. 倫理・コンプライアンス規程 25. 事務局規程 28. 個人情報保護方針 29. プライバシーポリシー 30. 特定個人情報保護規程 31. 法定事務処理規程 32. 「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程
14	[原則 3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③ 法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(1) 役員規程をはじめ、法人の役職員の報酬等に関する各種規程を整備している。	14. 役員規程 19. 社則 33. 役員の退任及び定年に関する細則 34. 役員退職慰労金の功績加算の取り扱いに関する細則
15	[原則 3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④ 法人の財産に関する規程を整備しているか	(1) 定款をはじめ、法人の財産に関する各種規程を整備している。	13. 定款 27. 会計処理規程 35. 資金運用規程 36. 特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱規程
16	[原則 3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤ 財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1) 加盟規程の他、財政的基盤を整えるための各種規程を整備している。また、一部協賛企業からの協賛金受入に関する規程を整備している。	21. 加盟規程 22. 会費規程 23. 個人賛助会員規程 24. 法人賛助会員規程 37. 指導者認定制度

				38. エアロビック指導者登録規程 39. スズキ株式会社からの協賛金受入に関する内規
17	[原則 3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3)代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1)代表選手の選考に関する派遣規程を策定している他、「国際大会の派遣基準」を毎年定め、国際大会派遣選考会議を開催して公平かつ合理的な過程で実施している。 (2)選手の権利保護として、選手の権利、選手登録、肖像権等を定めた「選手登録規程」を策定している。 (3)選手選考に関する規程等の作成は、関係委員会及び外部専門家から幅広く意見を募って策定している。	40. 国際大会及び海外合宿等への派遣規程 41. 2025 年 国際大会の派遣基準 42. 2026 年 国際大会の派遣基準 43. 選手登録規程
18	[原則 3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4)審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1)審判員の公平かつ合理的な選考に関する規定を策定している。 国内大会の審判員は、地域間のバランスや男女比なども考慮して審判委員会が公平にノミネートしている。また、国際大会審判員は、国際体操連盟の規約により大会当日抽選で決定している。	44. 認定審判員規程 45. 審判員の心構え 46. 2025 年度主催競技会における審判ノミネート/審判活動/大会支援活動に関する実施要項
19	[原則 3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5)相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	(1)組織運営においては、理事に弁護士を選任して必要の規程の整備や法人運営に関する指導・助言を受ける体制を整えている。 税務会計面では、税務会計事務所と契約して定期的に法律、税務、会計等の専門的な助言を受けるとともに、日常的にも相談、サポートを受けることができる体制を整えている。 (2)役職員は、必要に応じて外部研修などを受講して、業務遂行上、日常的な問題解決、調査等の必要性について知識を有している。	
20	[原則 4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1)コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1)コンプライアンス委員会を設置しており、年 1 回委員会を開催することを定めている。また必要があると判断される場合は速やかに委員会を開催できる体制を整えている。 (2)「倫理・コンプライアンス規程」に定めるコンプライアンス委員会を有効に機能させるため、コンプライアンス強化に係る活動内容や計画の策定、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実施している。 (3)コンプライアンス委員会の構成員 3 名のうち、女性 1 名を配置している。	11. 専門委員会委員名簿 20. 倫理・コンプライアンス規程

			(4) 外部理事の弁護士を配することで、理事会への報告、助言・提言を行っている。	
21	[原則 4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) コンプライアンス委員会の委員は、会計処理の専門家、コンプライアンス活動に関っている有識者の他、弁護士1名を配置している。 (2) 外部理事のうち、専門的な知見を有する弁護士を業務担当理事として、コンプライアンス委員会に配置している。	11. 専門委員会委員名簿
22	[原則 5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 日本スポーツ仲裁機構 (JSAA) のメンター派遣事業によるコンプライアンス研修の他、役職員や地方組織の代表者を対象としたコンプライアンス教育のためのオンライン研修会等を定期的開催している。	47. スポーツ団体におけるハラスメントの防止に向けて (研修動画)
23	[原則 5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 国際大会派遣選手、コーチ等を対象にコンプライアンスやアンチ・ドーピングに関する研修会を本連盟の中央研修会「JAF National Camp」等で実施している。 ・毎年9月～11月の全国大会期に、選手、コーチを中心にアンチ・ドーピングやコンプライアンス、メディアリテラシー等の研修を実施している。 ・広報誌や大会プログラム等にアンチ・ドーピングを告知し、年間を通じて啓発活動を行っている。 ・ウェブサイト等を使い、オンデマンド配信によるアンチ・ドーピングやコンプライアンスの研修が年間を通じて実施できるよう計画を進めている。 ・医科学委員会を設置し、その成果をアンチ・ドーピング研修に反映するようにしている。 (2) 広報誌に普及啓発のための記事を掲載する他、都道府県連盟や登録クラブに向けて「コンプライアンス委員会メールマガジン」を発信している。 (3) 都道府県連盟を対象に、一般スポーツ団体ガバナンスコードについての研修を行っている。	48. アンチ・ドーピング WEB ツール「リアルチャンピオンクイズ」受講について 49. スズキジャパンカップ 2024 プログラム (アンチ・ドーピング理念広告) 50. スズキワールドカップ 2025 プログラム (アンチ・ドーピング理念広告) 51. 広報誌「スマイル」108号 (アンチ・ドーピング) 52. コンプライアンス委員会メールマガジン 第4号 53. 都道府県連盟ガバナンスコードの対応について
24	[原則 5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 審判員を対象に、コンプライアンスに関わる動画の情報提供を適宜実施するとともに、「コンプライアンス委員会メールマガジン」にて情報を発信している。	52. コンプライアンス委員会メールマガジン 第4号

25	[原則 6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 税務会計事務所と契約し、定期的に税務、会計等の専門的な助言を日常的に受ける体制を整えている。 (2) 理事に弁護士を配置し、組織運営に必要な規程の整備や法人運営に関する指導・助言を日常的に受ける体制を整えている。	7. 役員名簿
26	[原則 6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 税務会計事務所と契約し、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 (2) 一般社団・財団法人法、公益法人認定法に基づき、適性のある監事を設置している。 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査を実施し、組織の適正に係る監査報告書を作成し、公表している。	7. 役員名簿 17. 次期役員候補者選考に関わる事務局報告と提案(要旨) 27. 会計処理規程
27	[原則 6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 国庫補助金は利用していないが、公的助成金として、日本スポーツ振興センター等の助成を活用し、年間事業計画に基づき、事業推進のため適切に処理、運用に努めている。	54. 広報誌「スマイル」109号 (助成金決定報告)
28	[原則 7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 一般社団・財団法人法、公益法人認定法に基づき、財務情報等について誰でも閲覧できるよう事務局に備え置いている。 (2) この情報は、当連盟のウェブサイトにおいて公表している。 (参考 URL) https://www.aerobic.or.jp/about/	
29	[原則 7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 「国際大会及び海外合宿への派遣規程」の他、国際大会の選手選考基準を含む「国際大会の派遣基準」「日本代表選手の派遣ガイドライン」「強化選手の選考基準」等を策定し、当連盟のウェブサイトにて公表している。 (参考 URL) https://www.aerobic.or.jp/competition/athlete/	40. 国際大会及び海外合宿への派遣規程 41. 2025 年 国際大会の派遣基準 42. 2026 年 国際大会の派遣基準 55. 2025 年 選手育成と強化の方針 56. 令和 7 年 強化選手及び強化選手候補の選考基準について

30	[原則 7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1)ガバナンスコードの遵守状況をウェブサイトにて公表している。 (参考 URL) https://www.aerobic.or.jp/about/	
31	[原則 8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者と NF との間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1)重要な契約については、意思決定の客観性・透明性を確保するため、特に慎重な検証を行っている。 (2)令和 5 年 6 月に策定した利益相反ポリシーに基づいて、利益相反を適切に管理している。倫理・コンプライアンス規程及び稟議規程において、利益相反回避義務を定めている。今後、利益相反取引に関する規程の策定を進めていく。	20. 倫理・コンプライアンス規程 57. 利益相反ポリシー 58. 稟議規程
32	[原則 8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2)利益相反ポリシーを作成すること	(1)利益相反ポリシーを策定し、利益相反を適切に管理している。	20. 倫理・コンプライアンス規程 57. 利益相反ポリシー
33	[原則 9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1)当連盟のウェブサイトに通報窓口として「コンプライアンスホットライン/相談窓口」を開設し、関係者に通報制度の内容等を周知している。 (参考 URL) https://www.aerobic.or.jp/compliance/ (2)相談・通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 (3)通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて規程を設け、情報管理を徹底している。 (4)通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 (5)理事に弁護士を選任して、専門的知見を有する者の助言が得られる体制にある。役職員に対しても、通報が正当な行為として評価されるものであるという認識を徹底している。	20. 倫理・コンプライアンス規程 59. コンプライアンスホットライン/相談窓口 60. 広報誌「スマイル」108 号 (相談窓口の活用)
34	[原則 9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1)通報制度の運用体制として、弁護士やコンプライアンス等に関する有識者を配置している。	11. 専門委員会委員名簿 20. 倫理・コンプライアンス規程

35	[原則 10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続は「倫理・コンプライアンス規程」に定めている。 (2) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分内容及び処分に至るまでの手続をウェブページで公開している。 (参考 URL) https://www.aerobic.or.jp/compliance/ (3) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞の機会を設けることを規程に定めている。 (4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続期限等が記載された書面にて告知することを規程に定めている。	20. 倫理・コンプライアンス規程
36	[原則 10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 各種処分審査を行う合議体は弁護士を各 1 名以上配置するとともに、加盟区分に偏りの生じることのないよう、中立性及び専門性の確保に留意している。	11. 専門委員会委員名簿 20. 倫理・コンプライアンス規程
37	[原則 11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NF における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) 平成 25 年より、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決する旨の自動応諾条項として「スポーツ仲裁に関する規程」を整備している。 (2) 「スポーツ仲裁に関する規程」において、不服申立ての対象について、当連盟が開催する競技会等の諸事業の他、組織運営に関して行った決定事項である旨を明記している。 (3) 日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁に対する不服申し立てには、時間的な制限は設けていない。	61. スポーツ仲裁に関する規程
38	[原則 11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) スポーツ仲裁を利用して不服申し立てをすることができると規程に定め、公表している。 (参考 URL) https://www.aerobic.or.jp/compliance/	20. 倫理・コンプライアンス規程
39	[原則 12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 危機管理体制を構築している。 (2) 危機管理マニュアルを策定している。 (3) 危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。	62. 危機管理マニュアル 63. 災害時の業務フロー、中止基準の内規

			(4)危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。	64. 災害時等の競技会中止に関するガイドライン 65. 競技会(イベント等)医療・救護等緊急体制
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1)過去4年間、不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3)危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	(1)過去4年間、不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1)加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1)加盟規程を策定して、加盟団体(都道府県連盟)との間の権限関係を明確にしている。 (2)加盟規程を策定して、加盟団体の組織運営や業務執行について適切な指導を行っている。 (3)全国を10ブロックに区分して各協議会を設立。ブロック会議を定期的に開催して、当連盟と加盟の地方組織(都道府県連盟)との意思疎通を図っている。	3. 連盟事業概要 21. 加盟規程

<p>43</p>	<p>[原則 13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと</p>	<p>(1) 加盟団体からの日常的な質疑・照会等への対応の他、加盟団体が主催する会議や研修会への当連盟役員を講師として派遣するなどの支援を行っている。 また、「指導専門委員規程」に講習会や研修会の無料聴講等のサポート制度について定めている。 (2) 年に2回、全国ブロック協議会及び都道府県連盟の代表者、あるいは事務局とのオンライン会議を開催し、地方組織等におけるガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に役立つよう、双方向性での情報共有に努めている。</p>	<p>3. 連盟事業概要 53. 都道府県連盟ガバナンスコードの対応について 66. 指導専門委員規程</p>
-----------	--	--	--	---